第２回　本町通り商店街エリア　ウォーカブル勉強会

次第

日時：令和６年５月９日（木）
　　１９：００～２０：３０
場所：本町ＢＡＳＥ（Web 併用）

１．前回の振り返り

２．広島県竹原市の取組紹介

広島県竹原市企画部企画政策課
伊藤　大輔　氏

３．生活社会実験に向けて

４．今後の予定

１．前回の振り返り

令和6年5月9日

関市都市計画課

1．勉強会の目的・内容

年度	市街地の整備	地域での取り組み
令和3年度	■遊歩道の整備 ・ 公共施設や地域資源を結ぶネットワークを強化して回遊性を高め、まちの賑わいと魅力を創出	
令和4年度		■本町6・7丁目エリア価値向上に向けた勉強会 ・ 遊休不動産の活用検討、住民が描く将来像
令和5年度		
令和6年度		■ウォーカブル勉強会
令和7年度		
令和8年度以降	■居心地がよく歩きたくなる空間整備（予定）	

1．勉強会の目的・内容

本町6・7丁目エリア価値向上に向けた勉強会（令和4年度）

■目的

- 本町通り界隈が魅力的なエリアとなるよう、本町7丁目広場の利活用を検討し、更なるにぎわいの創出とエリアの価値向上に向けた意見交換を実施

■対象者

- 本町6丁目、7丁目の地域住民
- まちづくりに興味のある方

■取組内容

- 令和4年度中に計4回実施
- 本町7丁目広場の活用、住民が思い描くエリアイメージ、まちなかに求める機能、公共空間の活用などについて意見交換
- 国の施策や先進事例の共有

実施状況

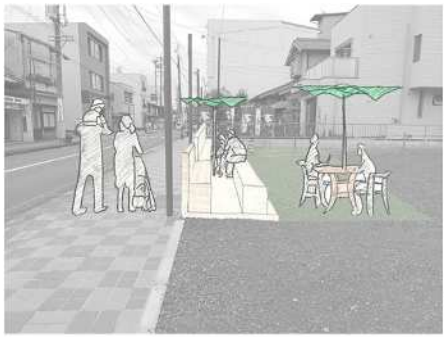

本町7丁目広場の滞留空間

本町通り商店街エリアウォーカブル勉強会　（令和6年度～）

■目的

- 本町通り商店街エリアの公共空間や低未利用地の利活用、交流空間の創出を図り、誰もが居心地良く、歩きたくなる、にぎわいのあるまちづくりを進める。
- 地域住民の生活の質を高め、その地域に住みたい人、住んで良かったと思う人、外部からこの地域に関わってみたいと思う人を増やす。

■対象者

- 地域住民、観光・商工関係者
- 教育機関
- 行政（都市計画、土木、建設総務、商工、観光、企画広報の各課による推進体制）

■内容

- 本勉強会は、ウォーカブルに係る先進的な取組について情報収集、知見の共有を行うとともに、地域住民と協働でエリアの将来ビジョンを策定し、実現に向けた社会実験の実施、データ収集、分析等を行う。

2．前回の内容

【開催概要】

・日　時：令和6年4月22日（月）19:00～20:30
・場　所：古民家あいせき（Web併用）
・内　容：①都市・道路行政の取組
　　②市街地中心部の取組状況の報告
・参加者：約30名
　　地域住民、観光・商工関係者
　　まちづくりに興味関心のある方

都市・道路行政の取組

（講師：国土交通省道路局企画課　髙濱　康亘　企画専門官）

○内容

- 拡大から維持、開発から再生、都市をマネジメントすることで都市空間に魅力が生まれる
- 国内外で人間中心の都市空間の構築が進んでいる、人間活動へのアプローチが必要
- 盛岡市の「もりおか交通戦略」でのウォーカブルな位置づけや盛岡市内での道路空間の活用事例を紹介
- 「道の活用」の先に広がる夢や可能性を参加者へ問いかけた

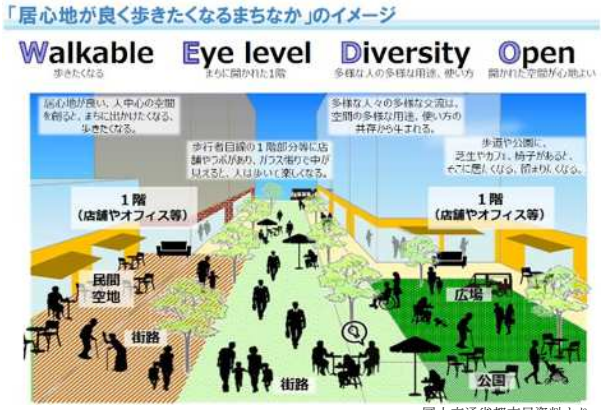

国土交通省都市局資料より

（参加者からのご意見）

■ 空間利用にあたって、歩行者と車の利用区分をするべきでは？

➢ まちなかの交通体系を踏まえ、駐車場の配置等を含め、まち全体で利用区分を検討することが必要。

市街地中心部の取組

○内容

- 勉強会の目的は、本町通り商店街エリアの公共空間や低未利用地の利活用、交流空間の創出を図り、誰もが居心地良く、歩きたくなる、にぎわいのあるまちづくりを進める。これにより、地域住民の生活の質を高め、地域住民や関係人口を増やすこと。
- ウォーカブルに係る先進的な取組について情報収集、知見の共有を行うとともに、地域住民と協働でエリアの将来ビジョンを策定し、実現に向けた社会実験の実施、データ収集、分析等を行う
- まち歩きＷＳや空き店舗を活用したマルシェ「セキ日和」、ベンチ等を備えた滞留施設「本町ネクスト」の取組について報告

セキ日和の実施状況

「本町ネクスト」設置状況

３．生活社会実験に向けて

1．国土交通省の施策

○　街路空間を車中心から「人」中心の空間へと再構築し、沿道と路上を一体的に活用し、人々が集い・憩い・多様な活動を繰り広げられる場へ
○　「居心地が良く歩きたくなるまちなか」の創出による「魅力的なまちづくり」

「居心地が良く歩きたくなるまちなか」形成のイメージ例

※地域特性に応じた取組を、歩ける範囲のエリアで集中的あるいは段階的に推進
※人口規模の大小等を問わず、その特性に応じた手法で実施可能

居心地が良く歩きたくなるまちなか

Walkable　歩きたくなる
居心地が良い、人中心の空間を創ると、まちに出かけたくなる、歩きたくなる。

Eye level　まちに開かれた１階
歩行者目線の１階部分等に店舗やラボがあり、ガラス張りで中が見えると、人は歩いて楽しくなる。

Diversity　多様な人々の多様な交流は、空間の多様な用途、使い方の共存から生まれる。
多様な人の多様な用途、使い方

Open　開かれた空間が心地良い
歩道や公園に、芝生やカフェ、椅子があると、そこに居たくなる、留まりたくなる。

1階をガラス張りの店舗にリノベーションし、アクティビティを可視化
民間敷地の一部を広場化（宮崎県日南市）

２つの開発の調整により一体整備された神社と森（東京都中央区）

駅前のトランジットモール化と広場創出（兵庫県姫路市）

道路を占用した夜間オープンカフェ（福岡県北九州市）

公園を芝生や民間カフェ設置で再生（東京都豊島区）

都市構造の改変等

○**都市構造の改変**（通過交通をまちなか外へ誘導するための外周街路整備等）
○都市機能や居住機能の**戦略的誘導**と**地域公共交通ネットワーク**の形成
○**拠点と周辺エリアの有機的連携**
○**データ基盤の整備**（人流・交通流、都市活動等に係るデータプラットフォームの構築等）等

※国交省都市局「都市の多様性とイノベーションの創出に関する懇談会」中間とりまとめ より抜粋

1．国土交通省の施策

地域を豊かにする歩行者中心の道路空間の構築

国土交通省

ほこみち（歩行者利便増進道路）

【道路法等の一部を改正する法律案（R2.5.20成立、5.27公布）　11.25施行】

○ 賑わいのある道路空間を構築するための道路の指定制度を創設

歩行者の利便増進のための構造基準の策定

- 歩道等の中に、“歩行者の利便増進を図る空間”を定めることが可能に

〔新たな構造基準のイメージ〕

【現行】

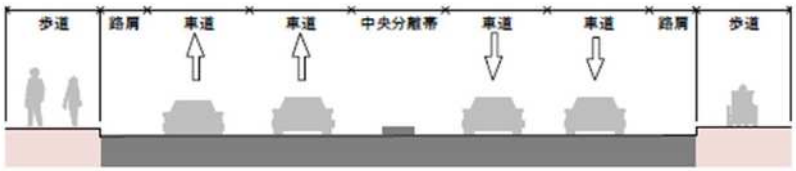

車道を４車線から２車線に減らし、歩道を拡幅

【改築後】

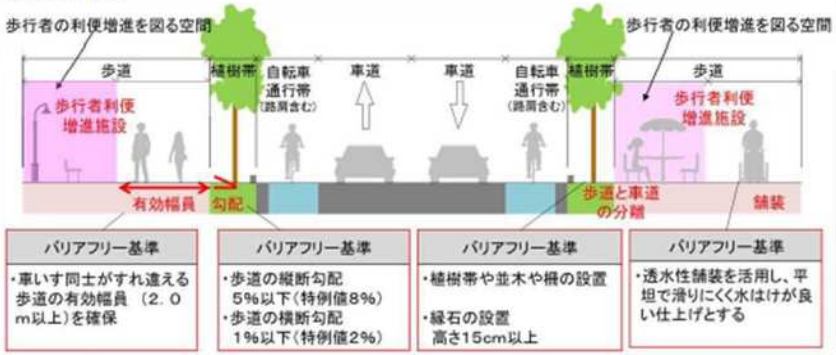

利便増進のための占用を誘導する仕組みの導入

- 特例区域では、占用がより柔軟に認められる
- 占用者を幅広く公募し、民間の創意工夫を活用した空間づくりが可能に
- 公募により選定された場合には、最長20年の占用が可能（テラス付きの飲食店など初期投資の高い施設も参入しやすく）

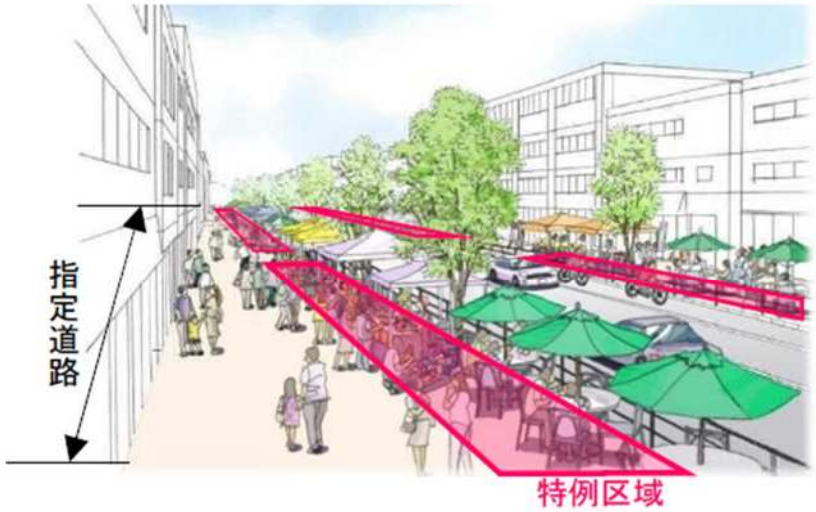

※国交省道路局「歩行者利便増進道路　制度概要及び制度の流れ」より

1． 国土交通省の施策

1. 背景：人中心の道路の実現に向けた方向性

国土交通省

○道路政策のビジョン「2040年、道路の景色が変わる」にて、道路を人々が滞在し交流できる空間に回帰することが提示。

○「道路空間を街の活性化に活用したい」など、道路への新たなニーズを実現するため、人中心の道路空間を構築する“ほこみち“制度を2020年11月に創設。

○歩道に加えて、路肩（カーブサイド）の柔軟な活用、さらには道路全断面で歩行者優先で通行できる道路など、人中心の道路を実現する空間の創出について検討。

○生活道路における安全・安心な通行空間の確保等、歩行者が優先される道づくりを推進。

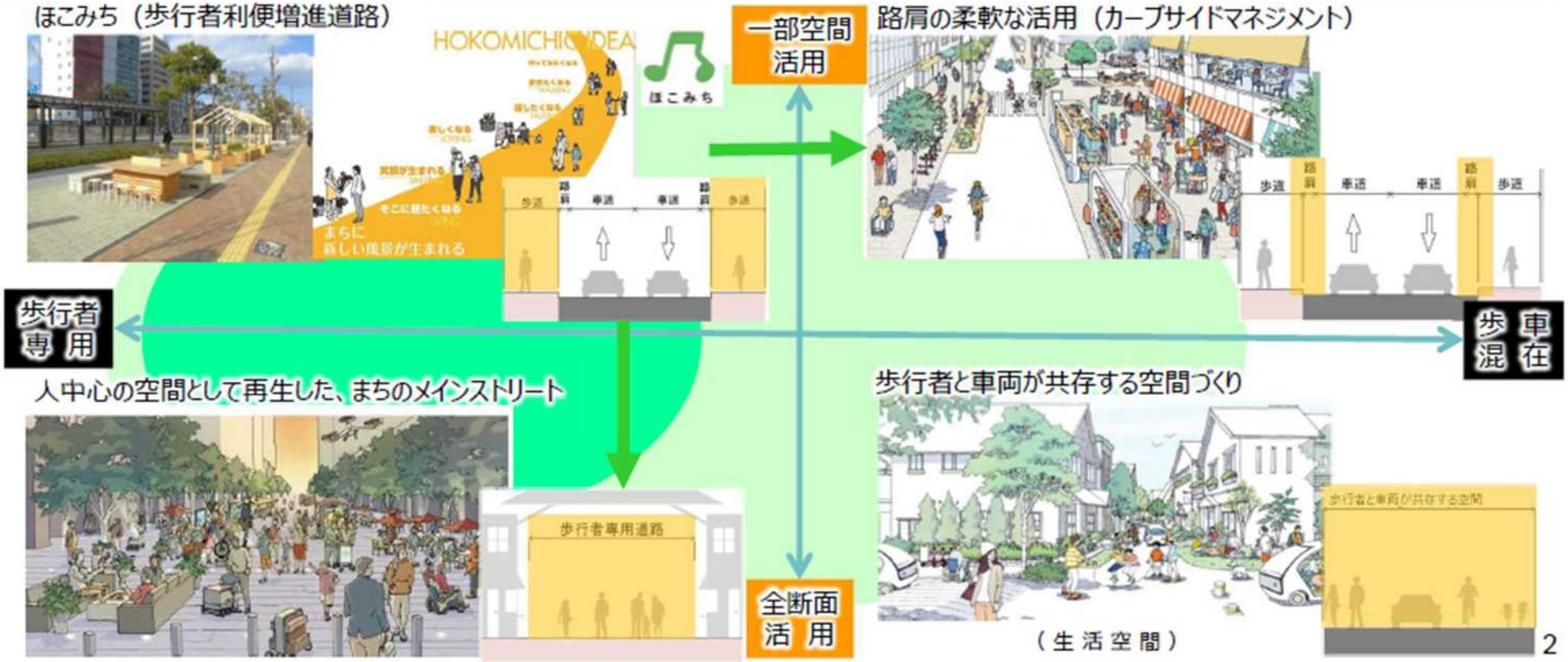

※国交省道路局「第82回基本政策部会（2023年8月9日）」より抜粋

２．先進的な取組事例（愛知県岡崎市）

【取組概要】

- 乙川リバーフロント地区内の豊富な公共空間を活用した公民連携プロジェクトを実施
- ＱＵＲＵＷＡの回遊を実現させ、波及効果として、まちの活性化（暮らしの質の向上・エリアの価値向上）を図る
- ＱＵＲＵＷＡ戦略に道路再構築事業として位置付け
- 2018年度から道路空間の利活用に関する社会実験を実施

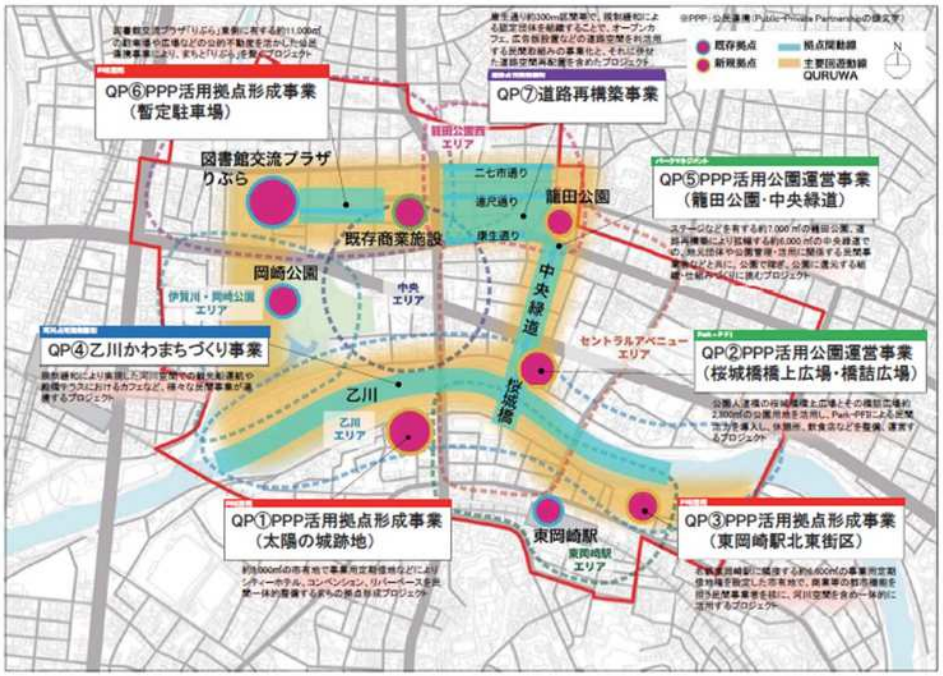

乙川リバーフロント地区公民連携まちづくり基本計画
－ QURUWA 戦略－　【概要版】より

生活社会実験

〇概要
- 場所：岡崎市連尺通り
- 延長：約0.3km
- 期間：2019年9月20日～11月24日（約2ヶ月間）
- 内容：4m程度ある歩道幅員のうち、2mを最低限の歩行スペースと再定義し、歩道の上に新たに道を作るように白いテープを貼り付け。商品の陳列や休憩スペース、まちの団欒スペースを配置。

＜効果＞

- 白いテープで新たな境界を創出し、その内側に多様なまちの表情を演出
- 歩道に創出した溢れ出しは、常時あるわけではなく沿道商店の営業時間やイベント・出店者の有無により位置・内容が毎日柔軟に変化
- 白いテープ自体が歩行に支障なし
- 身の丈にあった改変が可能

連尺通り

２．先進的な取組事例（愛知県岡崎市）

※ソトノバHPより引用

2．先進的な取組事例（愛知県岡崎市）

連尺通り

DATA
2018年 10月26日～11月18日
連尺通り

「通り」に出てみたら、まちと暮らしはどう変わる？ ―生活社会実験 連尺通り編

連尺通りの歩道が今よりも自由に使えるようになったら、まちはどのように変わるでしょうか。とりわけ「暮らしは豊かになるのか？」という生活の変化に焦点をあてて、効果を検証する生活社会実験を行いました。

「この生活社会実験は、沿道の人たちと少しずつ試しながら検証を行うために、実施期間を長めに設定したんです。」と話すのは、この取り組みをするNPO法人岡崎まち育てセンター・りたの下里さん。最初はベンチを置いても普段と変わらずほとんど人が通りに居ない状態が続いたのですが、沿道の人と話し合い、通行く人を観察しながら、ベンチを動かしたり、机を組み合わせたりなどを試していったそうです。

だんだんと沿道の人が看板を置いてみたり、椅子を動かして自分で過ごしてみたり、知り合いを呼んでご飯を食べたりすることが増え、連尺通りににぎわいが生まれてくるとともに、通りを積極的に使う様子が見られるようになりました。

そんな風にいつも通りに人が居るようになると、休日に地区外から訪れた人も、近くの飲食店で買ったコーヒーやごはんをベンチで飲んだり食べたり、通りでのんびりとくつろいで行くことが増えていきました。感想を聞いてみると「屋外って、開放的でのんびりした気分になれていい！」という声も。

連尺通りはただ通り過ぎる場所から生活の一部を過ごす場所になり、人々の交流も日常的に生まれ、通りを歩くだけで楽しい……そんな空間になっていました。こんな風景が日常になったら、私たちの暮らしはより楽しく豊かになるのではないでしょうか。

「生活社会実験 連尺通り編」を企画運営した、NPO法人岡崎まち育てセンター・りたの下里さん

約1か月でこんなにたくさんのシーンが生まれました。

平日の夕方もこんなに人が！

帰り道に立ち寄って遊んでいく小学生

通りでばったり会って、何気なく話す風景も

偶然通りかかった人との出会いも通りならでは

通りの中でも場所に合わせて家具を設置

人工芝を敷いてみたら、雰囲気が一変！

下校中の小学生との出会いも通りにいるからこそ

机と椅子さえあれば、打ち合わせだってできます

犬の散歩途中、信号待ちで腰掛け、休憩

積み木を持ち出したら、小さい子供も通りで夢中

通りに本があったら立ち止まって読んでいく人も

みんなでお昼ご飯を食べることもできました

３．生活社会実験について【目的】

【市街地中心部の現況】

- 市街地中心部を回遊できる遊歩道整備を実施（令和3年度～令和7年度）
- 本町通り商店街の空き店舗を活用したマルシェの実施
- 新規出店により快適な生活環境の提供と地域活性化の加速
- 歩行者の利便増進を図るため、道路区域外に滞留施設を設置

【生活社会実験の目的】

- 公共空間利活用に対する地域住民の意識醸成
- 沿道環境の変化に伴う歩行者の行動変容調査
- 歩行者中心の道路空間再構築への課題検証、整備内容の検討（計画反映）

【将来的な取組目標】

- 歩行者利便増進道路への指定によるにぎわい空間の創出
- 滞在快適性等向上区域を整備計画で位置づけ、官民一体による公共空間の創出
- 歩行者の安全性、快適性の向上を図る

３．生活社会実験について【実施予定箇所】

実施期間（予定）：令和6年5月31日（金）～令和6年7月31日まで2ヶ月間

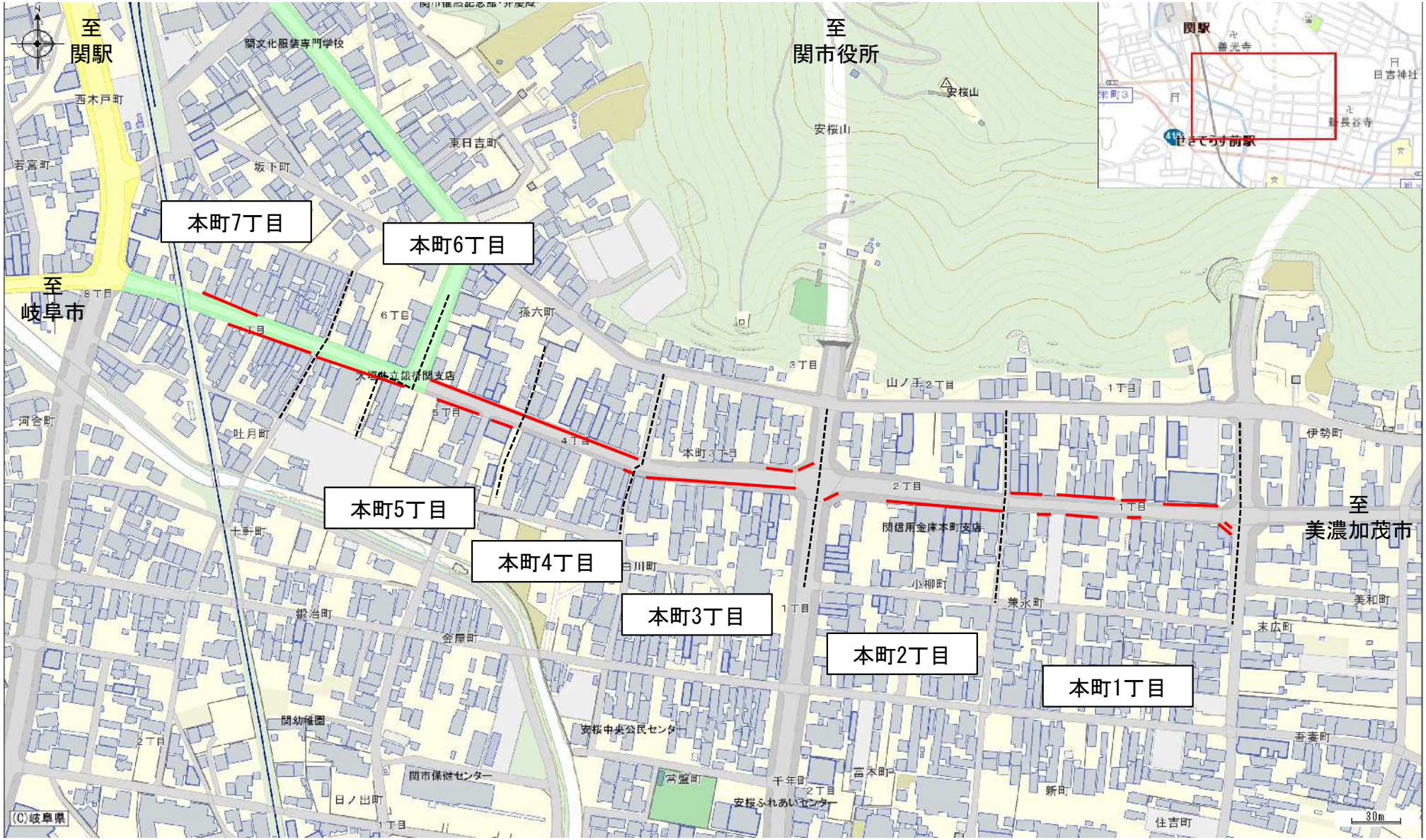

——— ：歩道等活用箇所

３．生活社会実験について【占用物件の例】

	ベンチ①	ベンチ②	テーブル	ストリートシェード
占用物 イメージ	 ※現時点のイメージ	 ※現時点のイメージ	 ※現時点のイメージ	
寸法	W745×D445×H450程度	W1495×D445×H440程度	（占用範囲内で設計）	W2300×D1259×H2155
設置方法 （案）	・軒先に保管 ・使用時に移動 （可動タイプ）	・軒先に保管 ・使用時に移動 （可動タイプ）	・市が保管 ・使用時に設置 （着脱タイプ）	・私有地または歩道に常設
利用方法 （案）	・時間帯利用 （平日）9時～21時 （休日）7時～21時	・時間帯利用 （平日）9時～21時 （休日）7時～21時	・曜日、時間帯利用 （曜日）金・土 （時間）17時～21時	・全時間帯
法令	• 道路法施行令第16条の2第2号	• 道路法施行令第16条の2第2号	• 道路法施行令第16条の2第4号	• 道路法施行令第16条の2第2号
備考	• 軒先または歩道幅員が十分に確保される場合は、人工芝により範囲を明示しベンチを常設	• 軒先または歩道幅員が十分に確保される場合は、人工芝により範囲を明示しベンチを常設	• 上野湯島ガイトウスタンド&テラス社会実験事例あり • 商店街所有の既存照明柱に設置	• バス停付近（安桜山公園前）に設置 • 社会実験後は撤去

３．生活社会実験について【占用物件の例】

	人工芝	フラワーポット	看板	その他
占用物 イメージ	 出典：大垣市のほこみち事例			地元住民が既存利用しているベンチ等を想定
寸法	（占用範囲の寸法）	（占用範囲の寸法）	（占用範囲の寸法）	（占用範囲の寸法）
設置方法 （案）	・市が保管 ・ベンチに準ずる	・商店街等が設置	・出店者が保管 ・使用時に設置	・所有者が保管 ・使用時に設置
利用方法 （案）	・沿道店舗の営業にあわせ設置を想定 （食事施設の付属）	・全時間帯	・店舗営業時間	・時間帯利用 （平日）9時～21時 （休日）7時～21時
法令	• 道路法施行令 第16条の2第4号	• 道路法施行令 第16条の2第1号	• 道路法施行令 第16条の2第1号	• 道路法施行令 第16条の2第2号
備考		• 設置者が管理		

３．生活社会実験について【歩道活用の範囲】

パターン１

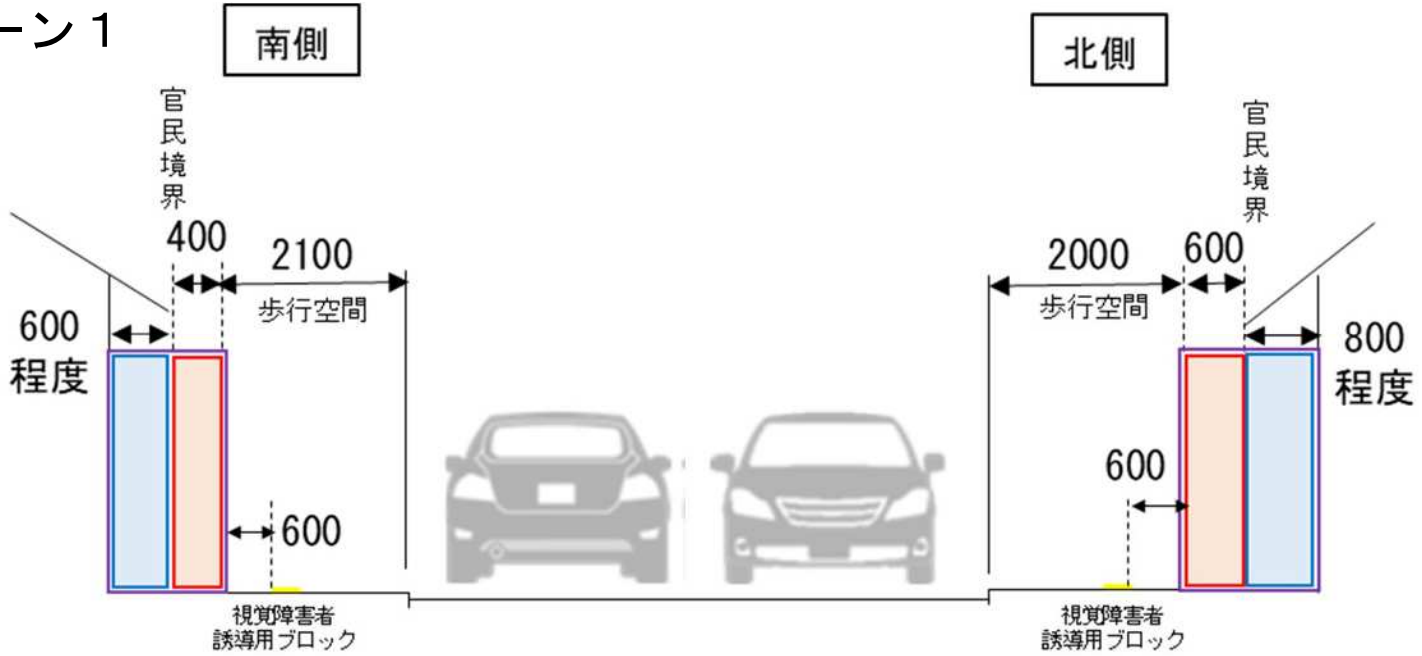

パターン２

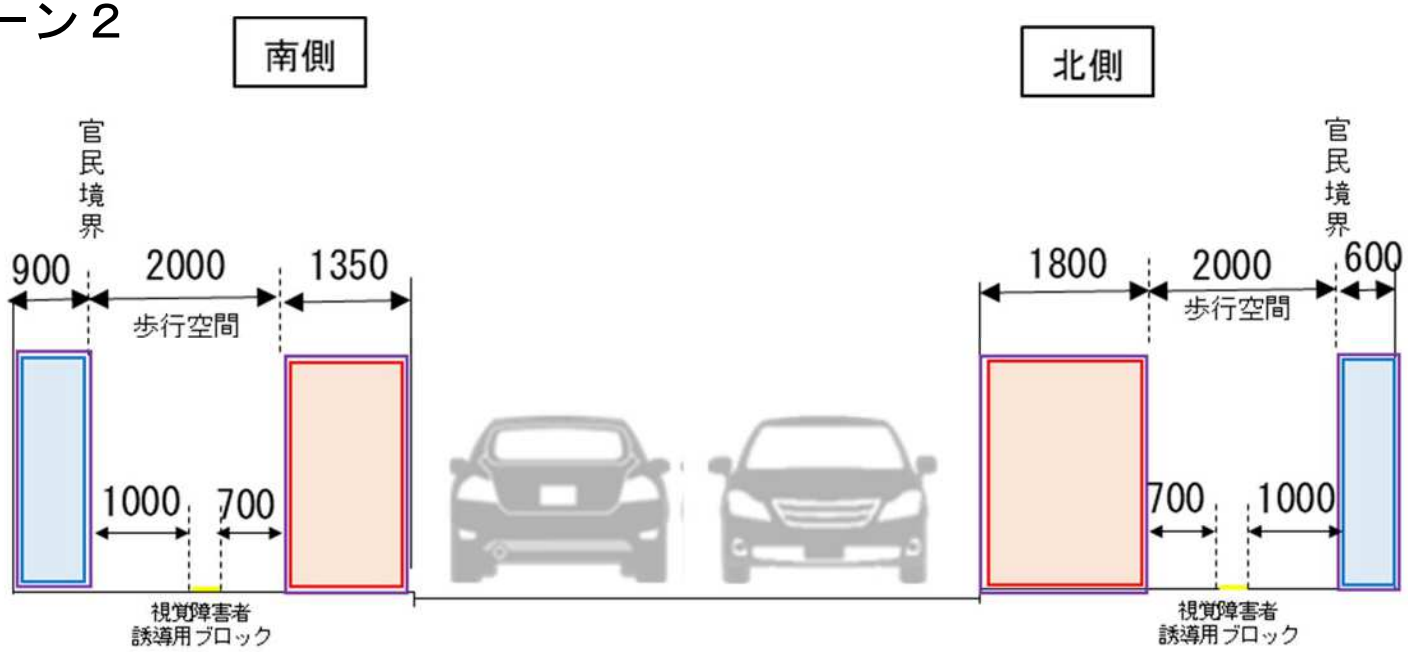

：社会実験活用範囲
：歩道部
：軒先部

３．生活社会実験について【イメージ】

３．生活社会実験について【イメージ】

４．今後の予定

1．今後の取組

空き家・空き店舗・空き地に出店してもらう
関の町をそのまま生かしたマルシェ。
セキ日和
Instagram
calendar
関市
セキ日和
人がつながり、日をつなぐ。
2024
OPEN
キッチンカーや雑貨など2日間で約110店舗出店！かつての本町商店街の賑わいが戻ってくる！
6.1 Sat. 2 Sun.
10:00 → 16:00
岐阜県関市本町通り1丁目～8丁目

至 関駅
8丁目
至 せきてらす前駅
古民家あいせき
虎屋倉庫
本町7丁目広場
旧 玉田米穀店
旧 三浦新聞店
旧 寿恵廣寿司
本町BASE前
中濃交通タクシー
六櫻満堂書房
旧 ヒエイ洋装店
本町プラッツ
旧 長沼水道
関印刷駅車場
旧 平田商店前
旧 井上魚店跡
旧 マルコ手芸店
旧 MEN'S SHOP 浅野
小島電業駅車場
関印刷
旧 神谷メガネ駅車場
十六銀行ATM跡地
とんてん館前
旧 松島屋
本町1丁目 いきいきサロン
旧 ヤカイヤ呉服店
旧 関栄洋品店
旧 ラ・セゾン
ヤカイヤ洋品店 駐車場
旧 おもちゃ十字屋
商工会議所前
たけや駐車場
1丁目

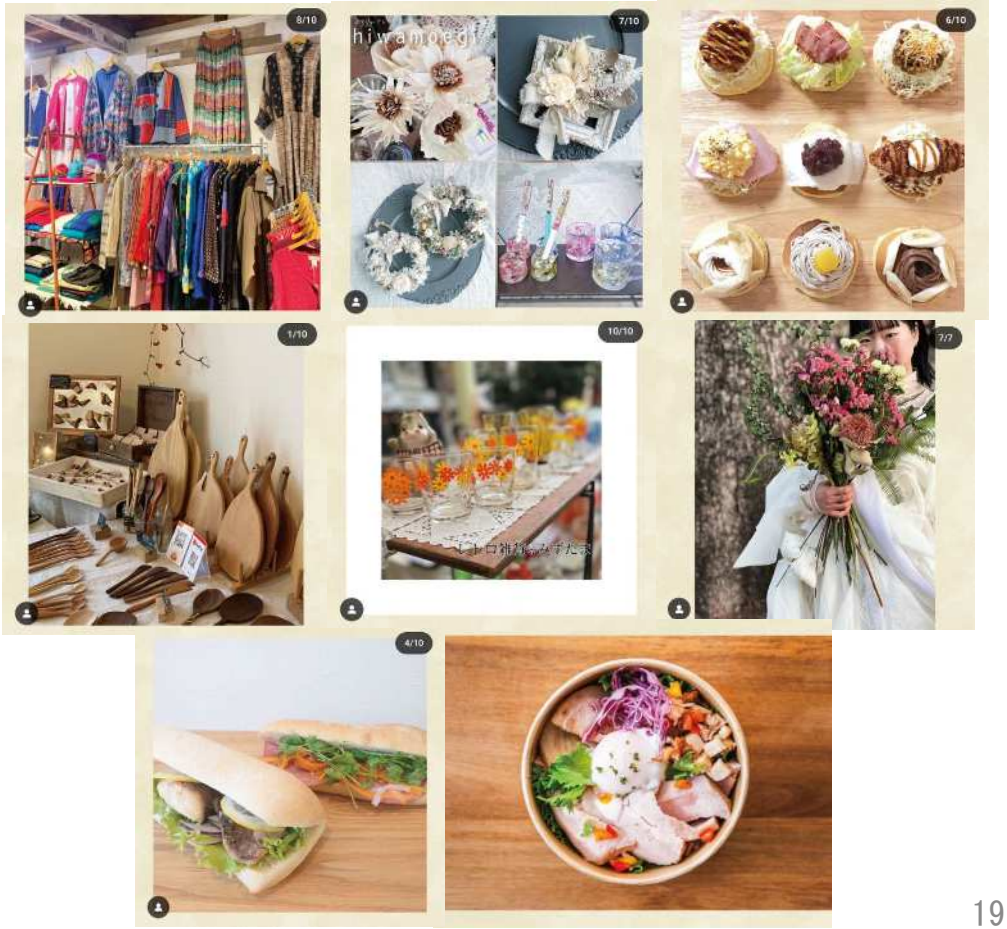
8/10
7/10
6/10
1/10
10/10
7/7
4/10

２．次回のご案内

第３回ウォーカブル勉強会

- 日時：5月21日（火）午後7時から
- 場所：本町BASE

【内容】
①岡崎市の事例紹介
（講師：まちづくり推進課　小林様）
②生活社会実験について

※内容が変更になる場合があります。
※オンライン併用で開催します。
※市HPおよび案内文書でお知らせします。